

岩手県告示第360号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 北上川水系北上川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年6月28日
- 3 廃川敷地等の位置 岩手郡岩手町沼宮内第17地割27番7地先から第19地割98地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 303.42平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センターに備えておいて縦覧に供する。